

家庭教育支援「わくわく広場」

園生涯学習課(南有馬庁舎) ☎73-6703

子育てに役立つ講座を開催します。保護者のみでも、子ども連れでも参加できます。

①お父さん、お母さんへの読み語り

6月16日(金) 午後2時~3時
講師...図書館職員、家庭教育支援員

②【特別企画】子育て親学び講座

「スマホやテレビが乳幼児におよぼす影響ってなあに?」
6月23日(金) 午後2時~3時
講師...長崎県メディア安全指導員

③リトミック遊び

6月30日(金) 午後2時~3時
講師...内田氏、本多氏

【共通事項】

ありえコレジヨホール各講座 15人程度(子どもを含む)
無料 市内在住の保護者 各講座の3日前まで
電話または窓口で申し込んでください。

家庭教育支援コアサポーター養成講座

園生涯学習課(南有馬庁舎) ☎73-6703

初めての親学び家庭教育支援プログラム(赤ちゃんとママのためのプログラム・IPPO)を実施する「家庭教育支援コアサポーター」を養成します。これは、乳児母子の育児支援をはじめ、子どもの成長段階に応じた家庭教育支援に関する基礎知識や実践的技術を身につけ、地域での家庭教育力向上の支援につなげていくものです。

7月3日(月) 午前10時~午後3時

ありえコレジヨホール

5人(先着順)

地域で子育てや家庭教育支援に協力いただける人

6月21日(水)

電話または窓口で申し込んでください。

6月 母子保健

\*対象年齢などは別途配布している「母子保健事業のお知らせ」をご覧ください。

園子ども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652

Table with 4 columns: 事業名, 実施日, 場所, 受付時間. Rows include 乳児相談 and 3歳児健診.

\*各健診や相談は受診対象月を過ぎても受診できます。保護者とお子さんの体調が良いときに受診してください。

お知らせ 親子歯科健診は

「2歳児個別歯科健診」に変わります

個別歯科健康診査票を使用して歯科医院で歯科健診を受けましょう。2歳6か月児頃に市から個別に通知をしますので、届いたら各自で歯科医院に予約をしてください。

児童手当の現況届について

園子ども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652

令和4年6月から、児童手当の現況届については原則提出不要となりましたが、以下のいずれかに該当する人は提出が必要です。現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
\*対象者には、個別に通知します。

●現況届が必要な人

- 離婚協議中で配偶者と別居していることの申立を行って受給者となった人
・児童が市外在住で、別居監護している人
・その他、市から提出の案内があった人

子育てひろば

子育てについてのお悩み、ご相談がある場合は、お気軽に連絡ください。

市内にある子育て支援センターでも、相談や情報提供を行っています。

各支援センターのイベント情報など、詳しくはこちら↓

市HPで子育てひろばの情報を配信中!



園子ども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652

歯科医師会からのお知らせ



訪問歯科診療のご相談は、下記までお問い合わせください。

園島原南高歯科医師会

訪問歯科地域連携室

☎0957-73-6480

●受付...10:00~16:00(月~金)

\*祝日は除く

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

園子ども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652 または
子ども家庭庁コールセンター ☎0120-400-903 (受付時間 平日:午前9時~午後6時)

食費などの物価高騰などに直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給します。



共通事項

- 支給額...児童一人当たり5万円
・振込先...児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給口座など
・受付期間...令和6年2月29日(木)まで
・申請場所...各支所(該当者のうち、申請が必要な支給対象者のみ)

\*支給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【I】低所得のひとり親世帯

【支給対象者】

- 申請が不要な支給対象者
①令和5年3月分の児童扶養手当受給者
②令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者
申請が必要な支給対象者
③遺族年金や障害年金などの公的年金を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けてない人
④食費などの物価高騰の影響を受けて、家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

●支給日

- ①~②の該当者...5月31日(水)
③~④の該当者...随時

【II】その他低所得の子育て世帯

\*【I】以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯が対象

【支給対象者】

- 申請が不要な支給対象者
①令和4年度中に実施した「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」(前回の給付金)を受給した人
申請が必要な支給対象者
②①以外の人で、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当の対象児童は20歳未満)を養育する人であって、令和5年1月以降に家計が急変し、住民税(均等割)が非課税相当の収入となった人

\*令和6年2月末までに生まれた新生児も対象

●支給日

- ①の該当者...5月31日(水)
②の該当者...随時

南島原の小さな子どもたち 野田保育園

加津佐町乙1201番地 ☎87-2199

「育て、こころやさしく たくましく」という保育方針のもと、子どもたち一人ひとりと向き合い、日々の成長をみつめています。

地域とともに一緒になって育てたいことを誇りに、かけがえのない時間を過ごしていきます。体をたくさん動かして遊び、おいしく食べて心も体も元気一杯です。

